

## 静岡県中部地域スポーツ産業振興協議会会則

### (名称)

第1条 この会は、静岡県中部地域スポーツ産業振興協議会（以下、「協議会」と言う。）と称する。

2 本会則における「スポーツ産業」とは、スポーツに関係する様々な需要に対して経済的な活動を行う産業の総称とする。

### (目的)

第2条 協議会は、静岡県中部地域において、スポーツ産業の振興に向けた様々な事業に取り組むことで、スポーツに関する新産業の創出を図り、もって地域産業の活性化や地域経済の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ産業振興に資する企画事業
- (2) スポーツ産業に取り組む会員に対する支援事業
- (3) スポーツ産業振興に資する情報発信事業
- (4) スポーツビジネスに関する相談事業
- (5) 会員の知識習得、連携、交流に関する事業
- (6) その他、協議会の目的達成のために必要な事業

### (組織)

第4条 協議会は、本会の目的に賛同する個人、企業、関係団体及び行政機関をもって組織する。

### (会員の種別)

第5条 会員の種別は、一般会員、特別会員（特別賛助会員を含む）及び学生会員とする。

- 2 一般会員は、協議会の目的に賛同して入会し、会費を納入した個人、企業及び団体とする。
- 3 特別会員は、協議会の目的に賛同して入会し、会費を納入した地方公共団体とする。その他の地方公共団体は特別賛助会員とする。
- 4 学生会員については、会費に関する規程で定める。
- 5 新たに一般会員となるものは、会員1名以上の推薦を必要とする。

### (役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上7名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、1名の副会長を置く。
- 3 会長、副会長は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。
- 4 役員は、総会において一般会員のうちから選任する。
- 5 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 役員は無報酬とする。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、本会則及び総会又は理事会の議決に基づいて、協議会の業務を執行する。
- 4 監事は、本会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、その議長は会長があたる。

- 2 総会は、年度内に1回以上開催しなければならない。
- 3 総会は、会員の総数の過半数の出席があったときに成立する。
- 4 総会の議事は、会員の出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる(第16条及び第17条を除く)。

(理事会)

第9条 理事会は、会長が招集し、その議長は会長があたる。

- 2 理事会は、年度内に2回以上開催しなければならない。
- 3 予算及び決算以外の理事会は、書面にて決議することができる。
- 4 理事会は、理事の総数の過半数の出席があったときに成立する。
- 5 理事会の議事は、会員の出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(特別会員会議)

第10条 協議会に特別会員会議をおく。

- 2 特別会員会議は、特別会員及び特別賛助会員により構成する。
- 3 特別会員会議の議長は、特別会員のうち負担額が最大の団体が務める(同額の団体がある場合は、該当団体の協議により議長を決定する)。
- 4 特別会員会議は、年6回の定例会のほか、必要に応じ、議長が招集する。
- 5 特別会員会議は、特別会員の総数の過半数の出席があったときに成立する。
- 6 特別会員会議は、総会提出議案等の承認をするとともに、本協議会の運営に関して助言することができる。
- 7 総会提出議案等の承認案件の議決は、特別会員のみにて行うものとし、負担金割合(25万円までは1票、50万円までは2票、100万円までは3票、それ以上は4票とする。)に応じて投票し、過半数の投票により成立する。
- 8 特別会員会議が否決の議決をした場合は、ただちに理事会あてに助言を行う。
- 9 特別会員会議出席者は、無報酬とする。
- 10 特別会員会議に関する事務は、議長を務める団体が行う。

(委員会)

第11条 協議会の目的に沿った事業を企画・運営するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の設置は、理事会で議決する。
- 3 委員会の活動状況は、理事会に報告する。
- 4 委員会活動は、無報酬とする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算及び決算)

第13条 予算は、理事会で議決後、特別会員会議の承認を得たうえで、総会に議案として提出しなければならない。

2 決算は、理事会で議決後、特別会員会議の承認を得たうえで、会員に書面で報告する。

(経費)

第14条 協議会の経費は、会費、負担金その他の収入をもってあてる。

2 会費に関する規程は、総会の議決を経て会長が定める。

(事務局)

第15条 この協議会を効果的に運営し、会員間の連絡調整及び事務（ただし、第10条に関する事務を除く）を処理するため、事務局を置く。

2 理事のうち1名が事務局を統括し、当該理事の住所地又は勤務地を事務局の所在地とする。

3 事務局に要する経費は、予算の範囲内で協議会で負担する。

(会則の変更)

第16条 本会則は、理事会で決議し、特別会員会議の承認を得たうえで、総会において会員の総数の過半数の同意がなければ変更することができない。

(雑 則)

第17条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 本会則は、協議会の設立の日（平成27年2月27日）から施行する。

2 設立総会翌日までの入会申込書提出者については、第5条第5項の規程は適用しない。

3 第6条第3項の規程に関わらず、初代会長及び副会長は設立総会にて選出する。

4 初代役員の任期については、第6条第5項の規程に関わらず、平成27年2月27日から平成29年3月31日までとする。

5 第12条の規程に関わらず、設立初年度の会計年度は、設立の日から平成27年3月31日までとする。

## 静岡県中部地域スポーツ産業振興協議会 入会申込書

静岡県中部地域スポーツ産業振興協議会 行

貴会の趣旨に賛同し、会員として入会を申し込みます。

法人・団体名 (個人の場合は不要)	
代表者役職・氏名 (本人署名又は捺印) (個人の場合は本人署名)	印
所在地 (個人の場合は住所地)	〒
電話 (昼間、連絡がとれるもの)	
F A X	
Eメール	
担当者所属・氏名 (個人の場合は不要)	
担当者 Eメール (個人の場合は不要)	
WEB サイト URLアドレス	
<u>推薦者(職・氏名)</u> (設立総会時までは不要)	

平成 年 月 日

## 静岡県中部地域スポーツ産業振興協議会 退会届

静岡県中部地域スポーツ産業振興協議会 行

以下理由により、退会します。

法人・団体名	
代表者役職・氏名	印
所在地	〒
電話	
F A X	
担当者所属・氏名	
退会理由	

## 静岡県中部地域スポーツ産業振興協議会 会費規程

### (目的)

第1条 静岡県中部地域スポーツ産業振興協議会会則第14条第2項の規定に基づき、協議会の会費に関し必要な事項を定める。

### (会費)

第2条 一般会員及び特別会員の会費は、次のとおりとする。

- |  |       |
|--|-------|
| (1) 一般会員A (個人及び小規模企業 (※1))                             | 月額1千円 |
| (2) 一般会員B ((1)を除く中小企業 (※2))                            | 月額3千円 |
| (3) 一般会員C ((1)及び(2)を除く企業及び団体                           | 月額5千円 |
| (4) 特別会員の会費は、当該団体と会長が協議して決めるものとする。ただし、(2)の額を下回ってはならない。 |       |

※1 中小企業基本法(昭和38年07月20日法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者及び同規模の団体とする。

(注) おおむね従業員数20人以下(商業又はサービス業は5人以下)

※2 同法第2条第1項に規定する中小企業者及び同規模の団体とする。

(注) 資本金3億円以下並びに従業員数300人以下(サービス業は資本金5000万円以下並びに従業員数100人以下)

- 2 会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 入会初年度10月以降の入会については、第1項に規定する額の半額とする。
- 4 前項までの規定にかかわらず、未就業の学生については、会費を徴せず、入会申込金として2千円を現金で支払うことで、在学中に限り学生会員として協議会に参画できる。

### (会費の納入)

第3条 会費は、毎年5月末までに会長が指定する口座に、振込の方法により、年額を全納しなければならない。この際、手数料は会員の負担とする。

- 2 前項の規定に関わらず、正当な理由がある場合には、会員の申し出により、事務局長は年会費の分納を認めることができる。
- 3 入会にあたっては、会費を前納するものとする。
- 4 正当な理由なく会費を納入せず、督促後なお年会費を1年以上納入しないときは、会員の資格を喪失する。

### (会費の返還)

第4条 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

### 附 則

- 1 この規程は、協議会の設立の日(平成27年2月27日)から施行する。
- 2 平成26年度の会費については、第2条に規定する1ヶ月分の金額とする。